

## 委員会細則

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

第 1 条 この細則は、一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「当法人」という。）における委員会に関して定める。

第 2 条 当法人の会務運営上必要があるときは委員会を置く。

第 3 条 委員会は、その目的を冠して「〇〇委員会」という。

第 4 条 委員会は会長の諮問事項について、調査審議会、または立案してこれを答申する。

第 5 条 委員会は、委員長及び副委員長各 1 名、ならびに委員若干名をもって構成する。

第 6 条 委員長は特別事項の調査審議および立案にあたり、必要と認めるときは委員会に特別委員を置くことができる。

第 7 条 委員会の設置、改廃ならびに委員長、副委員長、委員、特別委員の任免は、会長がこれを行う。

第 8 条 委員会の開催日時及び場所は、委員長がこれを定める。

第 9 条 委員会は、委員（特別委員を置いたときはこれを含む）の過半数の出席がなければ開催することができない。

第 10 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数の時は、委員長がこれを決定する。

第 11 条 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

第 12 条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、委員長の職務を代行する。

第 13 条 委員は委員長の指示を受け委員会の会務を処理する。

第 14 条 委員会は付議された事項に関して報告書を作成し、これを会長に提出しなければならない。

第 15 条 委員会議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した委員がこれに記名捺印する。

## 附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。